

第6期介護保険事業計画（案）の概要について

2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までを実施期間とし、本市の高齢者保健福祉や介護保険事業の基本的な考え方や取組などを位置付ける「福山市高齢者保健福祉計画 2015」については、本年度中に策定することとしています。

本計画のうち、「介護保険サービスの提供体制の整備」に関する部分の概要は、次のとおりです。

なお、計画を策定した後に、本市ホームページなどで公表する予定です。

1 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護保険制度の普及啓発

- ・ 広報紙、ホームページ、パンフレットなどによる情報の提供
- ・ 各種行事や出前講座などを通じた制度の普及啓発

(2) 介護保険サービスの基盤整備

- ・ 日常生活圏域を基本とした、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）などの在宅サービスの充実とバランスの取れた施設・居住系サービスの整備
- ・ 整備前の開設相談時からの必要な助言や指導

（施設・居住系サービスの新規整備数）

区 分	定 員	備 考
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	145 人	公募による選定
一般型の特定施設入居者生活介護	30 人	既存の軽費老人ホーム
外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護	必要数	

(3) 介護給付の適正化

- ・ 広島県が策定した「広島県介護給付適正化計画」に基づく、主要事業を柱とした、重点的かつ計画的な取組の実施

(介護給付の適正化の主要事業)

要介護（要支援）認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○市の直営又は指定市町村事務受託法人を基本とした認定調査 ○認定調査結果の内容点検 ○認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修
ケアプラン点検	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の自立支援の観点からの点検
住宅改修、福祉用具の購入・貸与の点検	<ul style="list-style-type: none"> ○事前や事後の現地調査 ○国保連のシステムを活用したサービス内容の点検
縦覧点検、医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> ○国保連のシステムを活用した請求内容の点検
介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対するサービス内容や費用などの通知

(4) 介護保険料の収納率向上

- ・ 制度の趣旨や内容の周知、納付相談の実施、口座振替の推進
- ・ 滞納者に係る収納対策

2 介護保険サービスの質の向上

(1) 介護サービス事業者に対する指導監督

- ・ サービスの質の確保・向上を目的とした「指導」の実施
- ・ 不正などが疑われる事業者に対する迅速かつ厳正な「監査」の実施
- ・ 通所介護や短期入所生活介護などについて、利用者の在宅生活を継続させる機能を十分に発揮しているかといった視点の实地指導やケアプラン点検
- ・ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの入居者に焦点を当てた指導

(2) 介護従事者の人材育成

- ・ 広島県などの関係機関と連携した事業の周知啓発や従事者に対する情報提供、各種研修などの実施
- ・ 各医師会、福山市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどとの研修会や会議の開催

(3) 苦情・相談体制の整備

- ・ 地域包括支援センターなどの関係機関と連携した体制の整備
- ・ 介護相談員の事業所への派遣